

## シティーケーブル周南放送基準

1. シティーケーブル周南は、地域文化の向上、公共の福祉、地域産業、経済の発展平和と豊かな地域社会の実現に寄与するため、民主主義、基本的人権、世論を尊び、言論の自由、法と秩序を守り、地域社会の信頼に応える放送をする。
2. 放送にあたっては次の点を重視し、番組相互の調和並びに放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性など有線テレビジョン放送の持つ特性を發揮し、内容の充実に務める。
  - (1) 的確な地域情報の提供
  - (2) 正確で迅速な放送
  - (3) 健全な娯楽
  - (4) 教育・教養の進展
  - (5) 児童並びに青少年に与える影響
  - (6) 節度を守り、真実を伝える広告
3. 以下の事項を放送に適用する
  - (1) 人権・人格・名誉
    - a) 人命を軽視するような取扱いをしない。
    - b) 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
    - c) 職業を差別的に取り扱うことはしない。
  - (2) 人種・民族・国際関係
    - a) 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
    - b) 国際親善を妨げるような放送はしない。
  - (3) 宗教  
宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
  - (4) 政治・経済
    - a) 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
    - b) 政治上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては特に慎重を期する。
    - c) 意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの視点から論点を明らかにし、公平に取り扱う。
    - d) 現在裁判に係っている事件については、正しい法的措置を妨げるような取扱

いはしない。

(5) 家庭・社会

- a) 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- b) 公安及び公益を乱すような放送はしない。
- c) 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

(6) 犯罪

- a) 犯罪については法律を尊重し、犯人を魅力的に評点したり、犯罪行為を是認するような取扱いをしない。
- b) 犯罪手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写をしない。

(7) 性表現

- a) 性に関する事柄は、視聴者に困惑、嫌悪の感じを抱かせないように注意する。
- b) 性衛生上や性病に関する事柄は、医療・衛生上必要な場合のほかは取り扱わない。
- c) 肉体、寝室描写など官能的な素材を取り扱うときは、刺激的な表現を避ける。

(8) 表現

- a) わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- b) 下品な言葉づかいは避け、また卑猥な言葉や動作による表現はしない。
- c) 人心に恐怖や不安、また不快の念を起させるような表現はしない。
- d) 放送の内容や表現について受信者の生活時間との関係を十分に考量する。

(9) 広告

- a) 広告は放送時刻を考慮し、不快な感じを与えないように注意する。
- b) 広告はわかりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯覚を起こさせるような表現をしない。

## シティーケーブル周南放送番組の編集に関する基本計画

### (1) コミュニティチャンネル（こみちゃん）

- ・周南市制作番組（委託）により、行政情報や地域の公共施設、催事に関する情報を提供する。
- ・地域の行事や出来事などを、より早く提供するために生放送番組を帯で提供する。
- ・地域の経済振興・活性化を目的とした情報番組、地域特有の恒例催事の生中継及び録画番組を提供する。
- ・テレビショッピング番組は、関係法令を順守し、その範囲内での放送とする。

### (2) 市議会放送

- ・周南市議会の定例会、臨時会、常任委員会等の生放送・録画放送により配信する。

### (3) 文字放送

- ・公的機関からのお知らせ、地域の行事等の情報を静止画表示にて提供する。

### (4) 定点カメラ情報

- ・道路、河川水位等の定点カメラ映像を放送し、地域防災に寄与する。

### (5) お天気チャンネル

- ・ウエザーニュースによる最新の気象情報を提供する。